

秋田市

土木工事共通仕様書

令和5年12月1日以降適用

仕 様 書

第1編 共通編

目 次

第1編 共通編	-----	1
第1章 総則	-----	1
1－1－1 適用	-----	1
1－1－2 用語の定義	-----	2
1－1－3 電子納品	-----	5
1－1－4 設計図書の照査等	-----	5
1－1－5 請負代金内訳書	-----	5
1－1－6 工事施行届	-----	6
1－1－7 施工計画書	-----	6
1－1－8 CORINSへの登録	-----	7
1－1－9 監督員	-----	7
1－1－10 工事用地等の使用	-----	8
1－1－11 工事の着手	-----	8
1－1－12 工事の下請負	-----	8
1－1－13 施工体制台帳	-----	9
1－1－14 主任技術者等	-----	10
1－1－15 監理技術者	-----	12
1－1－16 受注者相互の協力	-----	13
1－1－17 調査・試験に対する協力	-----	13
1－1－18 工事の一時中止	-----	13
1－1－19 設計図書の変更	-----	14
1－1－20 工期変更	-----	15
1－1－21 支給材料および貸与品	-----	15
1－1－22 工事現場発生品	-----	16
1－1－23 建設副産物	-----	16
1－1－24 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	-----	19
1－1－25 監督員による確認および立会い等	-----	20
1－1－26 数量の算出および完成図	-----	21
1－1－27 出来形図および出来形部分の数量	-----	21
1－1－28 品質証明	-----	22
1－1－29 工事完成検査	-----	22

1－1－30 中間検査	-----	23
1－1－31 出来高検査	-----	24
1－1－32 部分使用	-----	24
1－1－33 施工管理	-----	24
1－1－34 履行報告	-----	28
1－1－35 工事関係者に対する措置請求	-----	28
1－1－36 不稼動日数	-----	29
1－1－37 工事中の安全確保	-----	29
1－1－38 火災の防止	-----	31
1－1－39 後片付け	-----	32
1－1－40 事故報告書	-----	32
1－1－41 環境対策	-----	32
1－1－42 文化財の保護	-----	34
1－1－43 交通安全管理	-----	35
1－1－44 過積載防止対策	-----	37
1－1－45 交通誘導警備員	-----	37
1－1－46 建設機械	-----	38
1－1－47 施設管理	-----	38
1－1－48 諸法令の遵守	-----	38
1－1－49 官公庁等への手続等	-----	41
1－1－50 施工時期および施工時間の変更	-----	42
1－1－51 工事測量	-----	42
1－1－52 提出書類	-----	43
1－1－53 不可抗力による損害	-----	43
1－1－54 特許権等	-----	44
1－1－55 保険の付保および事故の補償	-----	44
1－1－56 臨機の措置	-----	45
1－1－57 低入札価格調査制度による調査	-----	45
1－1－58 低入札価格調査対象工事における適正な施工の確保	-----	45
1－1－59 創意工夫	-----	45
1－1－60 個人情報の取扱い	-----	45
1－1－61 ウィークリースタンス	-----	46
1－1－62 石綿使用の有無	-----	46

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用

- 1 本共通仕様書は、秋田市が発注する河川工事、砂防工事、道路工事、公園工事、土地改良工事、治山工事、林道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る契約事項および設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、本共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、受注者は監督、検査（完成検査、出来高検査等）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約事項および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特記仕様書、図面、又は本共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」「本共通仕様書」の順とする。
- 6 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（）内を非S I 単位とする。
- 7 本共通仕様書は、秋田県土木工事共通仕様書（以下「県共通仕様書」という。）の第1編共通編および第3編土木工事共通編のうち、それぞれの第1章総則のみを秋田市が規定するものであり、第1章に記載のないものについては県共通仕様書を準用するものとする。
- 8 前項のほか、本共通仕様書に定めのないものについては、県共通仕様書を準用するものとする。
- 9 施工管理基準、段階確認一覧表、および関連する参考資料についても、県共通仕様書を準用するものとする。

1-1-2 用語の定義

- 1 本共通仕様書で規定されている監督員とは、秋田市工事監督要領第2条で規定する主任監督員および工事監督員を総称していう。
- 2 主任監督員とは、主に受注者に対する指示、承認又は協議等で重要なものの処理、関連する複数の工事に係る工程等の調整、契約図書に基づき受注者が作成した図面等のうち重要なものの審査および承認を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認および工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理、工事内容の変更又は工事の一時中止もしくは全部中止の必要があると認める場合における所属長に対する報告を行うとともに、工事監督員の指揮監督を行う者をいう。
なお、主任監督員を置かない場合は、工事監督員がこれらの事務を行う。
- 3 工事監督員とは、主に、受注者に対する指示、承認又は協議で軽易なものの処理、契約図書に基づき工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成および交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの審査および承認を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認および工事材料の試験又は検査の実施（軽易なもの）を行い、工事の内容の変更又は工事の一時中止もしくは全部中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告および契約担当課への合議、主任監督員から指示された事項を行う者をいう。
- 4 契約図書とは、契約書および設計図書をいう。
- 5 契約書とは、工事請負契約書、契約事項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面、建設発生土の搬出先について、および仲裁合意書からなるものをいう。
- 6 設計図書とは、設計書、設計図面、仕様書、その他関係書類をいう。
- 7 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- 8 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものを行う。
- 9 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要件を定める図書をいう。
- 10 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類（「入札心得」等を含む。）をいう。
- 11 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追

加された設計図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面および受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

- 12 指示とは、契約図書の定めに基づき監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面により示し、実施させることをいう。
- 13 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 14 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。
- 15 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 16 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面その他資料を示し、説明することをいう。
- 17 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果を書面により知らせることをいう。
- 18 通知とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項を、書面により知らせることをいう。
- 19 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約事項第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 20 納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
- 21 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 22 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを使う。
なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- 23 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場および関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 24 受理とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を正式に受け取ることをいう。
- 25 把握とは、監督員が臨場し、又は受注者が提出し、もしくは提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書等との適合を自ら認識しておくことをいう。
- 26 立会いとは、設計図書等に示された事項について、工事の施工上必要な

指示、承諾、協議、検査および調整を行うため監督員が臨場することをいう。

- 27 調整とは、監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に指示することをいう。
- 28 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 29 検査員とは、秋田市建設工事検査規程第2条に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 30 工事検査とは、検査員が契約事項、秋田市財務規則、秋田市建設工事検査規程、秋田市建設工事検査実施要領に基づいて行う完成検査、出来高検査、中間検査、一部完成検査、その他検査をいう。
- (1) 完成検査とは、契約事項第31条に基づいて行う給付の完了の確認を行うことをいう。
- (2) 中間検査とは、契約事項第32条に基づいて行うものをいい、請負代金の支払いを伴わないものをいう。
- (3) 出来高検査とは、契約事項第38条又は第40条に基づいて行う給付の完了の確認を行うことをいう。
- (4) 一部完成検査とは、契約事項第34条に基づいて行うものをいう。
- (5) その他検査とは、契約事項第48条に基づいて行うものをいうほか、市長が特に必要を認めたものをいう。
- 31 工事検査の区分は、秋田市建設工事検査規程第2条第2項による。
- 32 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。
- なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 33 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 34 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 35 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
- 36 工事とは、本体工事および仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 37 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事を

いう。

- 38 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工および完成に必要とされるものをいう。
- 39 現場とは、工事を施工する場所および工事の施工に必要な場所および設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 40 S Iとは、国際単位系をいう。
- 41 JIS規格とは、日本産業規格をいう。

1-1-3 電子納品

受注者は、工事完成時に提出する資料（以下「工事完成図書」という。）について電子納品を行う場合は、秋田市の「工事完成図書の電子納品等要領」および「工事完成図書の電子納品等要領の取扱いについて」によるものとする。

1-1-4 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準および規格値等、市販されているものについては受注者が備えるものとする。
- 2 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約事項第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約事項第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書およびその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-5 請負代金内訳書

- 1 受注者は、契約事項第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督員を通じて

発注者に提出しなければならない。

- 2 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

1-1-6 工事施行届

受注者は、契約事項第3条に規定する工事施行届を5日以内に所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

1-1-7 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

受注者は、入札時の参考資料として「環境配慮表」が示された場合は監督員と協議を行い、実施するとした事項についても施工計画書に記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（**工期や数量等の軽微な変更は除く**）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

なお、変更施工計画書の変更範囲が「(1)工事概要」および「(2)計画工程表」のみの場合に限り、変更範囲のみの提出とすることができる。この場合、目次に「(3)現場組織表」以降の内容は前回提出から変更ない旨を明記すること。

3 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員から指示された事項を詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。

1-1-8 CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-9 監督員

1 当該工事における監督員の権限は、契約事項第9条第2項に規定した事項である。

2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面に

より監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-10 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 受注者は、第1項に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
- 3 設計図書において受注者が確保するものとされる用地および工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）および型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 5 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
- 6 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 7 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-11 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り契約締結後30日以内に、工事に着手しなければならない。

1-1-12 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導および調整するものであること。
- 2 下請負者が、地方自治法施行令167条の4（一般競争入札の参加者の資格、同令第167条の11の規定により準用する場合を含む。）の規定により、秋田市の入札に参加させないこととされている者でないこと。
- 3 下請負者が秋田市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- 4 下請負者は、当該下請負工事の施工能力等を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金および適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1－1－13 施工体制台帳

- 1 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、国土交通省令および「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
- 2 第1項の受注者は、国土交通省令および「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）および第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名および社印の入った名札等を着用させなければならない。
名札は、図1－1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

監理（主任）技術者・監理技術者補佐	
氏名 ○○ ○○	
工事名 ××改良工事	
写真	工期 自△△年△△月△△日 至△△年△△月△△日
2cm×3cm 程度	会社 □□建設株式会社
印	

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1

- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳および施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

1-1-14 主任技術者等

1 受注者は、一般土木工事および舗装工事にあっては、契約事項第10条第1項に規定する主任技術者として表1-1に示す資格を有する者を配置しなければならない。

2 主任技術者又は監理技術者は、受注者が本工事の入札に先立ち提出した技術資料に記載した配置予定技術者でなければならない。

なお、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限るものとし、その場合には技術資料の提出先に届け出るものとする。

また、施工途中の主任技術者および監理技術者の変更する場合は、下記条件のすべてを満たす場合に限り変更を認めるものとする。

(1) 後任技術者の資格・経験について、前任技術者と同等以上の技術者であることの発注者の了解を得られること。

(2) 後任技術者は次に掲げる期間において前任技術者のもとで十分な引継が行われていること。

※「次に掲げる期間」

ア 工期が1年以内の工事	7日間
--------------	-----

イ 工期が1年を超える2年以内の工事	14日間
--------------------	------

ウ 工期が2年を超える工事	1ヶ月
---------------	-----

(3) 同一履行年度内に複数の技術者の変更が行われないこと。

表1-1 一般土木工事および舗装工事における主任技術者の扱い

工種	予定価格	主任技術者
一般土木	8,000万円以上	<p>次の(イ)～(ハ)に掲げる者のうち、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有するもの</p> <p>(イ)建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>(ロ)技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」または「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)水産部門(選択科目「水産土木」とするものに限る。)または総合技術管理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」または「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(ハ)建設業法第15条第2号のハの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者</p>
	4,000万円以上 8,000万円未満	<p>次の(イ)又は(ロ)に掲げる者</p> <p>(イ)技術者のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(ロ)上記(ロ)および(ハ)に掲げる者</p>
舗装	8,000万円以上	次の(イ)～(ハ)に掲げる者のうち、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有するもので

		(イ)技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 (ロ)技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る)とするものに合格した者 (ハ)建設業法第15条第2号のハの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者
	4,000万円以上 8,000万円未満	次の(イ)又は(ロ)に掲げる者 (イ)技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 (ロ)上記(ロ)および(ハ)に掲げる者
一般土木 ほ装	4,000万円未満	(イ)～(ハ)に掲げる者 (イ)国土交通省令で定める学科を修めた者で、当該建設工事に関する次の実務経験を有するもの ①高等学校を卒業後5年以上 ②大学又は高等専門学校を卒業後3年以上 (ロ)当該建設工事に関し10年以上の実務経験を有する者 (ハ)国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上と認定した者(一級・二級施工管理技士、技術士、技能士等)

- ・監理技術者については、建設業法第26条第5項で規定する者とする
- ・建設機械施工は、建設機械施工管理とみなす

1-1-15 監理技術者

契約事項第10条に定める監理技術者は、建設業法第26条5項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格証および監理技術者講習修了証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、下請負契約の請負代金の合計が

4,500万円（建築工事業の場合は7,000万円）以上の工事である。

1-1-16 受注者相互の協力

受注者は、契約事項第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-17 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査、歩掛調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならぬ。また、受注者は調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-18 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約事項第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合にお

いては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中止については、1-1-56臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させができるものとする。
- 3 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要が生じた場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させができるものとする。
- 4 前1項、2項および3項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容および設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

設計図書の変更内容等については、発注者と受注者が適正な契約関係のもとに設計変更が円滑に行われるよう「工事契約における設計変更ガイドライン」に基づき協議するものとする。

1-1-20 工期変更

- 1 契約事項第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条および第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約事項第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、契約事項第18条第5項および第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約事項第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約事項第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約事項第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約事項第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約事項第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約事項第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-21 支給材料および貸与品

- 1 受注者は、発注者から支給材料および貸与品を契約事項第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料および貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める仕様書によらなけ

ればならない。

- 5 契約事項第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。
- 6 受注者は、契約事項第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7 受注者は、支給材料および貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 8 受注者は、支給材料および貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 9 支給材料および貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-22 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-23 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成14年6月18日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成3年12月6日）、建設

汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。

4 受注者は、コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、再生資源利用計画書作成後速やかに監督員に提出し、その内容を説明のうえ、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。

加えて、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」）により速やかに搬入元に受領書を交付しなければならない。

5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、再生資源利用促進計画書作成後速やかに監督員に提出し、その内容を説明のうえ、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。

加えて、建設発生土を搬出する工事において計画を作成する場合は、以下の各項目に関しても実施しなければならない。

- (1) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壤汚染対策法の手続き状況」及び「建設発生土の搬出先における盛土規制法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料とし監督員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示しなければならない。確認結果表作成に当たっての解説及び様式については、秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について」によるものとする。

- (2) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を

- 運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに（1）に関する内容を所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書」）により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。
- （3）建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、所定の様式（秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について：土砂受領書」）により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- 6 受注者は、自ら産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面を備え付けなければならない。
- 7 受注者は、産業廃棄物の運搬を委託する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面が備え付けられていることを確認しなければならない。
- 8 受注者は、産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面の備え付けの詳細については、県共通仕様書（参考資料）「産業廃棄物収集運搬に係る表示」によるものとする。
- 9 受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用計画書（様式31）をCOBRISに基づき作成し、契約締結後14日以内に監督員に提出し、提出時に計画内容を説明しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付するものとする。
- また、受注者は、監督員からCOBRISへの工事登録の確認およびチェックリストの内容の確認を受け、その結果について連絡を受けなければならぬ。
- | 再生資源利用計画 |
|--------------------------------|
| 次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 |
| 1 体積が500m ³ 以上である土砂 |
| 2 重量が500t以上である碎石 |
| 3 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物 |
| 4 コンクリート |
| 5 コンクリートおよび鉄からなる建設資材 |
| 6 木材 |
| 7 塩化ビニル管・継手 |
| 8 石膏ボード |

- 10 受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用促進計画書（様式32）をCOBRISに基づき作成し、契約締結後14日以内に監督員に提出し、**提出時に計画内容を説明しなければならない。**なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書にも添付するものとする。

再生資源利用促進計画
次の各号の一に該当する建設資材を搬出する建設工事
1 体積が 500m³ 以上である建設発生土
2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの
3 建設汚泥
4 建設混合廃棄物
5 金属くず
6 廃塩化ビニル管・継手
7 廃プラスチック
8 紙くず
9 廃石膏ボード
10 アスベスト

- 11 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
- 12 受注者は、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」に代わるものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

1-1-24 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1 請負額が500万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等および再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- なお、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方針であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた〔再生資源利用計画書（実施書）様式（31）〕および〔再生資源利用促進計画書（実施書）様式（32）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称および所在地
- ・再資源化等に要した費用

1-1-25 監督員による確認および立会い等

1 受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会いを求める場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督員に提出しなければならない。

2 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、監督員による確認および立会いに必要な準備、人員および資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において立会いおよび監督員による確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4 監督員による確認および立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5 受注者は、契約事項第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約事項第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。

6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、県共通仕様書〔段階確認一覧表（土木編、土地改良編、治山林道編）〕に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならぬ。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに提出しなければならぬ。
 - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならぬ。
- 8 受注者は、工事現場で使用する車両および建設機械等の燃料として、地方税法に違反する軽油等（不正軽油）を用いないものとし、市が調査を行う場合は、協力しなければならぬ。

1-1-26 数量の算出および完成図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出形測量を実施しなければならぬ。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならぬ。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、県共通仕様書（土木工事施工管理基準および規格値）を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量およびそれを基に算出された数量をいう。
- 3 受注者は、出来形測量の結果および設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならぬ。
ただし、各種ブロック製作については工事完成図の作成は要しない。また、工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-27 出来形図および出来形部分の数量

- 1 工事の出来形部分の数量計算書は出来高検査、一部完成検査および監督員が指示した場合に作成するものとする。
- 2 出来形図は、検査時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）又はその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示

さている構造図等（配筋図等は不要）および、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。

なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることができる。

3 1-1-26第3項の完成図は、第2項の出来形図で兼ねることができる。

1-1-28 品質証明

品質証明(社内検査)制度対象工事と指定された工事は、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および検査の事前に品質確認を行い、検査時までに監督員に提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時に立会いを求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならぬ。
- (3) 品質証明は、契約図書および関係図書に基づき、出来形、品質および写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験および経歴書を監督員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

社内検査員を定めた場合に提出する書面の書式は現場代理人、主任（監理）技術者選任届を準用するものとする。（経歴書の様式は任意）

また、社内検査員は複数名を定めることができるが、検査時の立会いは代表者1名でも可とする。

1-1-29 工事完成検査

- 1 受注者は、契約事項第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約事項第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図および工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、当該工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、監督員および受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
- 5 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- 6 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約事項第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
- 7 受注者は、当該工事完成検査については1-1-25第3項の規定を準用する。

1-1-30 中間検査

- 1 中間検査は、設計図書や秋田市建設工事中間検査実施基準に定められた工種・施工段階において行うものとする。
- 2 中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して、当該検査を実施する旨および検査日等必要な事項を監督員を通じて事前に通知するものとする。
- 3 検査員は、監督員および受注者等工事施工に係る関係者の臨場の上、工事目的物を対象に、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を

行う。

- 4 受注者は、当該工事検査について、1-1-25第3項の規定を準用する。

1-1-31 出来高検査

- 1 受注者は、契約事項第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約事項第40条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既成部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約事項第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 発注者は、当該工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、監督員および受注者等の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
 - (2)工事管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
- 5 受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-29第5項の規定に従うものとする。
- 6 受注者は、当該工事検査については1-1-25第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、契約事項第35条第4項に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-32 部分使用

- 1 発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約事項第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、一部完成検査又は監督員による品質および出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-33 施工管理

- 1 受注者は、工事の施工にあたって、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質および出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理

をしなければならない。

- 2 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度および出来形管理の測定頻度を変更することができるものとする。この場合、受注者は監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質および出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名および工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

なお、工事標示板等の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、様式は、県土木工事共通仕様書の参考資料（工事標示板および迂回路施設）を準用すること。
- 4 受注者は、工事期間中現場内および周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物および施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上ならびに技術者、技能労働者等の育成および確保ならびにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所および作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

秋田市土木工事共通仕様書[R5.12.1適用]

8 受注者は、土木工事の施工管理および規格値を定めた県共通仕様書の土木工事施工管理基準（出来形管理基準および品質管理基準）により施工管理を行うほか、県共通仕様書の写真管理基準による管理を行って、その記録および関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、上記管理基準（土木工事施工管理基準、写真管理基準）に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

9 土木工事施工管理基準の品質管理の方法は、次の品質管理図適用表による。

品質管理図適用表

工種	品質特性	測定単位
無筋・鉄筋 コンクリート	スランプ	cm
	空気量	%
	圧縮強度	N/mm ²
盛土工	土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率	%
路床工	土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率	%
下層路盤工	締固め度	%
粒度調整路盤	締固め度	%
	ふるい分け試験	%
セメント安定 処理	締固め度	%
	混合物の粒度測定	%
瀝青安定処理 アスファルト 舗装工	アスファルト混合物の加熱温度(自記測定)	°C
	アスファルト混合物の加熱温度 (自記記録装置のない場合)	°C
	アスファルト混合物のアスファルト量	%
	コアによる密度試験	g/cm ³
コンクリート 舗装工	スランプ	cm
	空気量	%
	曲げ強度	N/mm ²

工種	適用管理図	
無筋・鉄筋コンクリート	工程能力図又は X-Rs-Rm管理図	(37)-3 (37)-6

	および度数表	(37)-2
盛土工	工程能力図	(37)-3
路床工	工程能力図	(37)-3
下層路盤工	工程能力図	(37)-3
粒度調整路盤	工程能力図	(37)-3
セメント安定処理	工程能力図	(37)-3
瀝青安定処理とアスファルト舗装工	記録紙 工程能力図又は X-Rs-Rm管理図及び度数表	(37)-3 (37)-6 (37)-2
コンクリート舗装工	工程能力図又は X-Rs-Rm管理図及び度数表	(37)-3 (37)-6 (37)-2

10 受注者は、下記構造物については、コンクリートの耐久性向上仕様書（県共通仕様書参考資料）により、資料等を提出しなければならない。

(1) 対象構造物

ア (生) コンクリート

無筋・鉄筋	対象構造物	
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物（堤防、消波ブロック） ハ) 河川構造物（護岸、根固めブロック） ニ) 砂防ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ)擁壁工
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杣類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路(内空断面積1.0m ² 以上) ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杣類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰
-	・ コンクリート舗装	・ コンクリート舗装

・ トンネル覆工	・ トンネル覆工
・ 吹付コンクリート	・ 吹付コンクリート

イ コンクリート二次製品

二次製品名	
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応
イ)函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート)	イ)函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート)
ロ)杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337)	ロ)杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337)
ハ)桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316)	ハ)桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316)
ニ)擁壁類(鉄筋コンクリートL型)	ニ)擁壁類(鉄筋コンクリートL型)
ホ)管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)	ホ)管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)
	ヘ)境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等

11 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1－1－34 履行報告

受注者は、契約事項第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1－1－35 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあると

きは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-36 不稼動日数

工期には、全土曜日、日曜日および祝祭日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼動日数として平均13.5日／月を見込んでいる。

なお、実際の不稼動日数がこれを超える場合は資料を添付した書面により工期延長を求めることができる。

1-1-37 工事中の安全確保

- 1 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、土木工事等施工技術安全指針(平成6年11月1日付け6-89農林水産省構造改善局建設部長名)、森林土木工事安全施工技術指針(林野庁森林整備部長通知、平成15年3月27日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会、潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会、作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会およびJIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、監督員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。
ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所およびその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報など

に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。

- 7 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならぬ。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションおよび現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 10 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、**複数回に分けて**実施する事もできる。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
- 12 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する**ものとする**。
- 13 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 14 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する**ものとする**。

- 15 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 16 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 17 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録および洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法および施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 18 災害発生時においては、第三者および作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員および関係機関に通知しなければならない。
- 19 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 20 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 21 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
- 22 受注者は、単管バリケード等を設置する際は、端末部分にキャップ等を取り付けるなどの安全処置を講じなければならない。
- 23 受注者は、架空線等上空施設の位置および占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支承物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

1-1-38 火災の防止

受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用の場所および日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁

止しなければならない。

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-39 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。なお、様式は、県土木工事共通仕様書の参考資料（工事等事故報告要領）を準用すること。

1-1-41 環境対策

- 1 受注者は監督員と協議を行い、秋田市環境基本条例の基本理念、基本方針を具体的に公共事業に反映させるように努めなければならない。
- 2 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令、条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画および工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 3 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならぬ。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第

三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

- 5 受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

表1-2

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バッカホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハシマ、バイブロハシマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースド	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

リル、地下連続壁施工機、全回転
型ホールケーシング掘削機)
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン

- 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。
なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 7 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参考事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。
- 8 受注者は、資材（材料および機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。
- (1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。
なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。
- (2) グリーン購入法環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-42 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-43 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約事項第28条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材および機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。（交通安全等輸送に関する事項とは、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他荷姿図、輸送開始・完了の確認方法等とする。）
なお、受注者は、ダンプ トラックを使用する場合、秋田県の規定する「過積載防止対策要領」に従うものとする。
- 4 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板および工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）および道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 5 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理および補修を行うものとする。
- 6 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならぬ。
- 7 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 8 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 9 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時および何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 10 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 11 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（**令和3年7月改正 政令第198号**）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、**または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答**を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（**令和4年1月改正 政令第16号**）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（**令和4年4月改正 法律第32号**）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸

	距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- 12 受注者は、現道工事の作業後は、機械および材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な措置を講じなければならない。
- 13 受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準（県共通仕様書（参考資料））を遵守するものとする。

1-1-44 過積載防止対策

工事にあたり、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプカー等」という。）に関する過積載防止対策については、「県過積載防止対策要領」によらなければならない。

1-1-45 交通誘導警備員

- 1 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口および交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- 2 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般的の交通を確保し、所定の標識その他の安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- 3 受注者は、交通誘導にあたって、交通誘導を行う場所ごとに、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に係る検定の合格者、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者あるいは建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者を配置

するものとし、検定の合格証明書、教育の実施状況を記載した書面、受講証等の写し等、確認出来る資料を監督員に提出するものとする。

なお、秋田県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級又は2級）合格者を配置するものとする。

1-1-46 建設機械

工事の施工にあたり使用する建設機械の操作方式は、建設機械に関する技術指針（平成3年10月8日付け建設省経機発第247号、最終改正平成10年3月31日付け建設省経機発第37号）による。

1-1-47 施設管理

1 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は、部分使用施設（契約事項第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以って不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約事項第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-48 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 地方自治法 | (令和5年5月改正 法律第19号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正 法律第14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (令和4年3月改正 法律第12号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (10) 健康保険法 | (令和3年6月改正 法律第66号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | |

		(令和4年3月改正 法律第12号)
(13) 出入国管理及び難民認定法		(令和3年6月改正 法律第69号)
(14) 道路法		(令和3年3月改正 法律第9号)
(15) 道路交通法		(令和4年4月改正 法律第32号)
(16) 道路運送法		(令和2年6月改正 法律第36号)
(17) 道路運送車両法		(令和4年3月改正 法律第4号)
(18) 砂防法		(平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法		(平成29年6月改正 法律第45号)
(20) 河川法		(令和3年5月改正 法律第31号)
(21) 下水道法		(令和4年5月改正 法律第44号)
(22) 航空法		(令和4年6月改正 法律第62号)
(23) 公有水面埋立法		(平成26年6月改正 法律第51号)
(24) 軌道法		(令和2年6月改正 法律第41号)
(25) 森林法		(令和2年6月改正 法律第41号)
(26) 環境基本法		(令和3年5月改正 法律第36号)
(27) 大気汚染防止法		(令和2年6月改正 法律第39号)
(28) 騒音規制法		(平成26年6月改正 法律第72号)
(29) 水質汚濁防止法		(平成29年6月改正 法律第45号)
(30) 湖沼水質保全特別措置法		(平成26年6月改正 法律第72号)
(31) 振動規制法		(平成26年6月改正 法律第72号)
(32) 廃棄物処理及び清掃に関する法律		(令和元年6月改正 法律第37号)
(33) 文化財保護法		(令和3年4月改正 法律第22号)
(34) 砂利採取法		(平成27年6月改正 法律第50号)
(35) 電気事業法		(令和4年6月改正 法律第74号)
(36) 消防法		(令和3年5月改正 法律第36号)
(37) 測量法		(令和元年6月改正 法律第37号)
(38) 建築基準法		(令和4年5月改正 法律第55号)
(39) 都市公園法		(平成29年5月改正 法律第26号)
(40) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		(令和3年5月改正 法律第37号)
(41) 土壤汚染対策法		(平成29年6月改正 法律第45号)
(42) 駐車場法		(平成29年5月改正 法律第26号)
(43) 自然環境保全法		(平成31年4月改正 法律第20号)
(44) 自然公園法		(令和3年5月改正 法律第29号)

- (45) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(令和3年5月改正 法律第37号)
- (46) 河川法施行法
(平成11年12月改正 法律第160号)
- (47) 警備業法
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (48) 技術士法
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (49) 計量法
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (50) 厚生年金保険法
(令和3年6月改正 法律第66号)
- (51) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(令和4年5月改正 法律第46号)
- (52) 最低賃金法
(平成24年4月改正 法律第27号)
- (53) 職業安定法
(令和4年3月改正 法律第12号)
- (54) 所得税法
(令和4年6月改正 法律第71号)
- (55) 著作権法
(令和3年6月改正 法律第52号)
- (56) 電波法
(令和4年6月改正 法律第70号)
- (57) 土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和4年4月改正 法律第32号)
- (58) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(令和4年3月改正 法律第12号)
- (59) 農薬取締法
(令和元年12月改正 法律第62号)
- (60) 毒物及び劇物取締法
(平成30年6月改正 法律第66号)
- (61) 地方税法
(令和5年3月改正 法律第1号)
- (62) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(令和3年5月改正 法律第36号)
- (63) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和2年6月改正 法律第42号)
- (64) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第35号)
- (65) 個人情報の保護に関する法律
(令和4年5月改正 法律第54号)
- (66) 秋田県立自然公園条例
(令和5年改正 条例第15号)
- (67) 秋田県公害防止条例
(令和3年改正 条例第69号)
- (68) 秋田県自然環境保全条例
(令和5年改正 条例第16号)
- (69) 秋田県環境基本条例
(平成19年改正 条例第18号)
- (70) 秋田県環境影響評価条例
(平成27年改正 条例第23号)
- (71) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
(平成15年 条例第24号)

- (72) 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例
(平成31年改正 条例第21号)
- (73) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
(平成14年 条例第13号)
- (74) 秋田市都市公園条例
(平成31年改正 条例第28号)
- (75) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例
(平成31年改正 条例第18号)
- (76) 秋田市公害防止条例
(平成30年改正 条例第27号)
- (77) 秋田市環境基本条例
(平成11年 条例第15号)
- (78) 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例
(平成14年 条例第25号)
- (79) 秋田市自然環境保全条例
(平成15年 条例第14号)
- (80) 秋田市景観条例
(平成21年 条例第29号)

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-49 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- 4 受注者は、手続に許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が

対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-50 施工時期および施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に現道上の工事または監督員が把握していない作業を行うにあたっては、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-1-51 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置および用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）および多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。

また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

- 3 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点および重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設ができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないよう

にしなければならない。

- 4 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設および復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 6 水準測量および水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1-1-52 提出書類

- 1 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約事項第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類およびその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-53 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約事項第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。
- 2 契約事項第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - (2) 強風に起因する場合、最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合
 - (3) 河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (4) 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 契約事項第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-37および契約事項第26条に規定する予防措置を行ったと認められないものおよび災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-54 特許権等

- 1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他の第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願および権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-55 保険の付保および事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法および厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
また、受注者は、雇用者等の保険加入状況について、加入証明書等により確認しなければならない。
- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡およびその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに共済証紙受払簿および建退共証紙貼付実績書を作成し、発注者に提出しなければなら

ない。

1-1-56 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-57 低入札価格調査制度による調査

- 1 低入札価格調査対象となった工事については、重点監督および施工体制点検の重点点検の対象となるため、受注者はこれに応じなければならない。
- 2 受注者は、工事コスト調査の対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、工事コスト調査票、その他の提出書類を作成し、所定の期日までに監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事コスト調査票等の内容について、監督員が説明又は資料の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。
なお、下請負者、資材業者等に対しても内容の説明等を求める場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者等に対しその旨を周知しなければならない。

1-1-58 低入札価格調査対象工事における適正な施工の確保

監督員は、秋田市低入札価格調査制度取扱要領第9条に基づき、適正な施工が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

1-1-59 創意工夫

受注者は、工事の施工において、自ら立案した创意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として特に評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

1-1-60 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、工事の施工に伴い個人情

報を取扱う場合は、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正法律第54号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1-1-61 ウィークリースタンス

「ウィークリースタンス」とは、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に工事および業務を履行することによって品質の向上に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

実施にあたっては、秋田県の規定する「**ウィークリースタンス実施要領**」に基づき実施するものとする。

1-1-62 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を秋田市長および所轄労働基準監督署長に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、秋田市長に届出を行わなければならない。